

船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第1項第3号ハに規定する同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習に関する基準

制定 令和8年9月4日付け国海員第248号

船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号。以下「船内食料支給省令」という。）第2条第1項第3号ハに規定する同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習（船舶料理士養成講習。以下「講習」という。）に関する基準を次のとおり定める。

第1 講習の基準

1 実施主体等

- (1) 講習は、船舶料理士（船内食料支給省令第3条に基づく船舶料理士資格証明書を受有する者）としての知識及び技能を適切に修得させることができ、かつ、修得すべき知識及び技能を有していることのできる能力判定を行うことができる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校であって水産に関する学科を置くもの（以下「講習実施水産高校」という。）が実施すること。
- (2) 講習実施水産高校は、講習の実施に必要な事項（船舶料理士養成講習事務規程）を定めること。
- (3) 講習実施水産高校は、適切に講習を管理・運営するため、講習管理責任者として、講習の管理の任に当たることのできる専属の者であって、かつ船舶料理士の養成に相当であると認められるものを置くこと。

2 講習内容

- (1) 講習科目及び講習時間数
 - ア 講習科目及び講習時間数は、別表1に定める講習科目及び講習時間数が、確実に実施されるものであること。
 - イ 学科科目はeラーニング等により行うことができる。
- (2) 教科書
講習科目の内容が十分に網羅され、受講者が効果的に履修できるように編さんされていること。また、各科目に関する十分な識見を有する者により監修されていること。

3 講習人数

同時に講習を受ける者の数は、40人以内であること。

4 講習設備

講習は、十分な広さを有する講義室、調理室等で実施すること。

5 講習器具等

実技科目を行う調理室には、別表3の講習器具その他の備品が必要な数以上備えられていること。

6 講師

(1) 学科

別表第1に掲げる学科科目を担当する講師は、次のア～エのいずれかに該当

するものであること。ただし、別表第2に別に定めがある科目にあっては、当該定めによることができる。

ア 担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学において修めた者であって、当該大学を卒業した後（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）2年以上教育研究又は実地指導（以下「教育研究等」という。）に従事した経験を有するもの

イ 専門調理師（調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）に規定する技術審査に合格した者）、調理師、管理栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第3項に基づく免許を受けた者）又は栄養士であって、これらの資格に関連する事項について2年以上教育研究等に従事した経験を有するもの

ウ 船舶料理士であって、10年以上の船内調理経験があるもの

エ 調理師であって、10年以上の調理経験があるもの

オ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく高等学校の教諭の免許状を有する者であって、2年以上教育研究等に従事した経験を有するもののうち、担当する教育内容に関する科目についてアからエと同等以上の能力及び経験を有すると認められるもの

（2）実技

実技科目を担当する講師は、次のア～エのいずれかに該当するものであること。

ア 専門調理師

イ 船舶料理士であって、10年以上の船内調理経験があるもの

ウ 調理師であって、10年以上の調理経験があるもの又は調理に関して5年以上教育研究等の経験を有するもの

エ 担当する実技科目について10年以上調理の業務に従事した経験を有するもの

7 受講料

受講料（修了試験を含む。）は、適当と認められる額とすること。

8 修了要件

2（1）アに定める講習科目ごとの講習時間数を履修し、かつ、認定水産高校が実施する修了試験（学科科目は学科試験、実技科目は実技試験（以下同じ。））において、当該講習実施水産高校が定める合格基準を満たすこと。

また、修了試験（再試験を含む。以下同じ。）及び模範解答は、各講習科目について十分な識見を有する者により監修されていること。

9 修了証明書の交付

修了試験に合格し、講習を修了した者に、修了証明書（様式1）を交付すること。

10 実施報告

講習実施水産高校は、修了証明書交付後30日以内に、受講者数、修了者数、修了者名簿、修了試験問題及び当該試験問題の模範解答並びに講習の不正受講者及び修了試験の不正者の有無その他必要な事項について、船員政策課長に報告する

こと。

1 1 その他留意事項

(1) 不正受講者等の処分

ア 講習実施水産高校は、受講及び修了試験の受験に関して不正行為を行った受講者について、講習の受講及び修了試験の受験を停止し、当該受講者の受験を無効とすること。

イ 修了試験の終了後及び修了試験合格の確定後に、不正行為を行ったことが明らかになった場合は、不正行為を行った受講者の修了を無効とすること。

(2) 試験事務の秘密保持

試験事務に従事する者は、試験問題、再試験問題及び模範解答その他秘密を要するものについては、当該試験実施前に外部に漏らさないこと。

第2 講習の認定申請

1 認定申請書

講習の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、船員政策課長に提出しなければならない。

- ① 講習実施水産高校の名称、住所及び代表者の氏名
- ② 講習の名称
- ③ 講習管理責任者の氏名
- ④ 講習科目及び時間数（学科科目を e ラーニング等により行う場合は、その旨付記すること）
- ⑤ 同時に講習を受けることができる最大許容人数
- ⑥ 講習設備等の概要
- ⑦ 講師の氏名、担当科目及び資格

2 添付書類

上記1の申請書には、船舶料理士養成講習事務規程、講習実施計画、講師の略歴書、講習設備等の写真その他の参考となる書類（学科科目を e ラーニング等により行う場合は、その内容が分かるもの）を添付すること。

第3 講習の認定

船員政策課長は、申請書及び添付書類の内容を審査し、講習として認定する場合は、船舶料理士養成講習認定書（様式2）を申請者に交付する。

第4 認定内容の変更の届出

講習の認定を受けた者は、認定の内容を変更する場合は、次に掲げる事項を記載した変更届出書を、あらかじめ船員政策課長に提出しなければならない。なお、認定申請書の添付書類の内容を変更する場合にあっては、変更後の当該書類を添付すること。

- ① 変更に係る講習実施水産高校の名称、住所及び代表者の氏名
- ② 変更事項及び変更理由
- ③ 変更予定年月日

第5 報告等

船員政策課長は、講習の実施状況につき、講習実施水産高校に対して必要な報告を求め、監査を実施することができる。

第6 認定の取消

船員政策課長は、講習が、第1の基準に適合しなくなった場合等適当でないと判断した場合には、その認定を取り消すことができる。

別表 1

講習科目及び講習時間

1 学科	155	七 調理理論	30
一 食文化概論	5	調理科学	10
日本の食文化	2	船内調理理論	4
世界の食文化	3	献立作成	8
		集団調理理論	5
二 衛生法規	5	特殊料理	3
一般衛生法規	2		
船内衛生法規	3	2 実技	145
		日本料理	
三 公衆衛生学	30	西洋料理	
公衆衛生衛生学概論	1	中華料理	
環境衛生	3		
疾病の予防	17		
衛生統計	2		
労働衛生	7		
四 栄養学	25		
栄養学概論	2		
栄養科学	17		
労働者の栄養	3		
病弱者の栄養	3		
五 食品学	30		
食品学概論	4		
食品化学	8		
食品の製造加工・貯蔵	16		
食品表示・流通	2		
六 食品衛生学	30		
食品衛生学概論	2		
食中毒	6		
食品と寄生虫及び異物	4		
経口伝染病と消毒法	4		
食品衛生対策	2		
食品の腐敗・変敗と保存法	2		
器具・容器包装の衛生	2		
食品簡易鑑別	4		
実習	6		

別表 2

講師要件

1	学科
一	衛生法規
1	国又は地方公共団体の公務員として法その他船員に関する法令に関する事務に従事した者
二	公衆衛生学
1	医師
2	国又は地方公共団体の公務員として公衆衛生に関する法令に関する事務に従事した者
三	栄養学
1	医師
2	管理栄養士
四	食品学
1	管理栄養士
五	食品衛生学
1	医師
2	管理栄養士
3	獣医師
4	薬剤師
六	調理理論
1	管理栄養士
2	専門調理師

別表 3

講習器具等

調理実習室	冷却用機器、加熱用調理機器、調理台、流し、食器保管庫、調理実験機器並びにその他必要な調理実習用用具、機器及び設備
-------	--

様式 1

船舶料理士講習修了証明書

修了者氏名：

生 年 月 日：

上記の者は、本校において〇〇年に船舶料理士養成講習を修了したことを証する。

〇年〇月〇日

講習実施水産高校名

代 表 者 氏 名

様式 2

船舶料理士講習認定書

国海員第 号
年 月 日

講習実施水産高校の名称 ：

講習実施水産高校の住所 ：

代 表 者 の 氏 名 ：

国土交通省海事局船員政策課長

（年月日）をもって申請のあった下記講習を、船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和 50 年運輸省令第 7 号）第 2 条第 1 項第 3 号ハに規定する同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者を養成する講習であると認定する。

記

講習名：